平成２７年（フ）第１４０号
静岡市葵区与一５丁目６番３号　サンピュア与一Ｂ一107、旧住所静岡県沼津市松長921番地の６　ドリーミー片浜505
破産者　片井　章雄
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８号
滋賀県蒲生郡日野町大字仁本木625番地
破産者　山川　善久
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４４８１号
群馬県館林市本町２丁目５番47号　ＴＭ21プラザ一1202、開始決定時の住所大阪府枚方市東牧野町27番１一816号
破産者　羅　　英杉（ＬＯＵ　ＹＩＮＧ　ＳＨＡＮ）
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６８７号
大阪市東住吉区鷹合１丁目10番11号
破産者　トモネームししゅうこと　時田　知子
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９３号
大阪市東成区中本１－４一20一1003、住民票上の住所大阪市天王寺区小宮町１番15一1502号
破産者　ＬＩＦＥ　ＣＡＲＥ　ＳＰＯＴ　ＴＡＫＡＨＡＲＡこと　高原　正美
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１３５号
大阪市生野区巽東２丁目３番33号ロイヤルコート東巽401号室、住民票上の住所大阪府高槻市萩之庄１丁目１番６号
破産者　ＡＬＳＡるぽこと　有川　弘一
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４３３号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ31一107号、前住所大阪府吹田市山田西２丁目８番Ａ９一302号
破産者　冨士　義男
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０３号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目14番18号　フレグランス稲田201
破産者　田中　竹虎
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２７１号
大阪府高槻市津之江町１丁目18番19号
破産者　泊　　篤志
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４０１号
大阪府箕面市箕面６丁目５番２一201号
破産者　徳永　光滋
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９号
大阪府八尾市西山本町２丁目９番35一402号
破産者　志水美由紀
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４９号
大阪府吹田市山田東２丁目26番４号
破産者　新田井直樹
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２８号
大阪府東大阪市小若江２丁目１番15号
破産者　国本眞二こと　李　　眞二
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４２号
大阪市住之江区粉浜２丁目６番17号、前住所大阪市住之江区西加賀屋３丁目５番９号
破産者　原田　秀明
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４３号
大阪市住之江区粉浜２丁目６番17号、前住所大阪市住之江区西加賀屋３丁目５番９号
破産者　原田　昭子
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８４号
滋賀県草津市矢橋町105－１　カーサ・ソラッツオ壱番館523号室
破産者　有田　　明
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１３号
大阪市西区西本町１丁目14番20一302号
破産者　山田　哲也
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３号
大阪府松原市阿保３丁目18番１号、開始決定時の住所大阪府松原市三宅中４丁目９番10号
破産者　辻本　博美
１　決定年月日　平成27年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係